

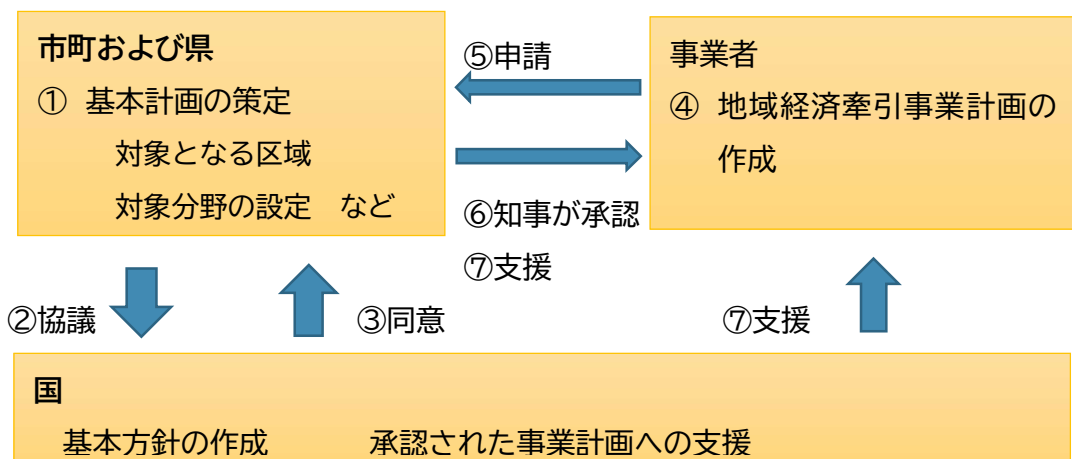
地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に 関する法律に基づく次期滋賀県基本計画について

1. 法の概要

- 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(地域未来投資促進法)は、地域が有する資源や特色を生かし、新しい事業の展開に取り組もうとする事業者を支援するため、平成29年7月に施行。

2. 仕組み

- 国の基本方針(平成29年8月10日施行、令和5年7月25日改正)に基づき、①市町および都道府県が共同して基本計画を策定し、②国と協議 → ③国が同意。
- 同意された基本計画に基づき、④事業者が地域経済牽引事業計画を作成し、⑤都道府県知事に申請 → ⑥知事が承認
- ⑦承認された地域経済牽引事業に基づく事業者の取組を、国・地方公共団体が支援



3. 事業者が利用できる主な支援制度

地域未来投資促進税制【国】

- 当該事業に必要な建物・機械等の設備投資に対し、一定の条件を満たす場合、税額控除(最大5%)や特別償却(最大50%)などにより、設備投資を行った初年度の法人税等の負担を軽減。

不動産取得税の不均一課税【県】

固定資産税の課税免除・不均一課税【市町】

- 当該事業に必要な建物・機械等の設備投資に対し、一定の要件を満たす場合、不動産取得税の不均一課税および一部市町では固定資産税の課税免除または不均一課税を受けることができる。

4. 滋賀県基本計画のこれまでの経緯

平成 30 年 1 月 24 日 県および 19 市町が共同して県全域を対象区域とする現行計画について、
国の同意を得る。(計画終期:令和5年3月末)

令和4年度 国が基本方針を改正する方針(改正時期:令和 5 年 7 月)を示したことから、
現行計画の計画期間の 1 年延長を申請、国の同意を得る。(計画終期:
令和6年3月末)。

5. 実績

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	計
承認件数	2	15	14	10	17	10	68

6. 改定後の計画案の概要

別紙のとおり

7. 今回の改正による主な変更点

- ・ 事業者の増加させる付加価値額 (5,277万円 → 6,000万円※)
※直近の統計数値(令和 3 年経済センサス活動調査)を元に算定
- ・ 対象分野に「物流分野」を追加
- ・ 事業者支援のため公共団体等で行う取組に GX、DX の取組促進を追加
その他、統計値等について、修正

スケジュール

令和 5 年

- 7月25日 地域未来投資促進法 国の基本方針 改正
- 8月下旬 次期県基本計画(案)について、市町および庁内へ意見照会
- 10月上旬 次期県基本計画(案)について、経済団体へ意見照会
- 12月15日 厚生・産業常任委員会

令和 6 年

- 2月 県と市町共同での協議書を提出
- 3月末 国による同意

基本計画の概要

下線:変更点

1. 基本計画の対象となる区域(促進区域)

県全域

2. 地域特性を活かした産業分野

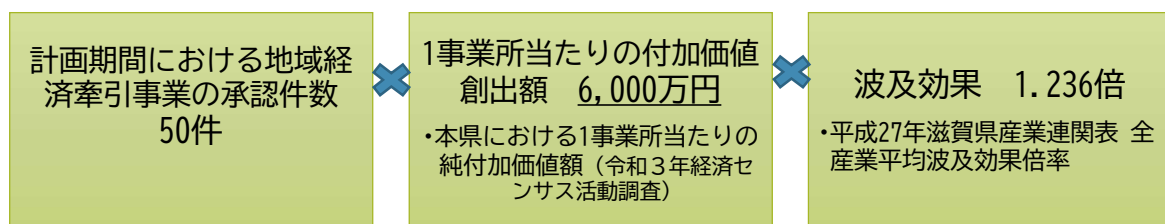
- ① 加工組立型業種(はん用機械、電気機械、電子・デバイス等)、部材・素材関連業種(窯業・土石工業、化学工業等)および食料品製造等の産業集積と地理的条件を活かした**成長ものづくり分野**
- ② 医療・健康関連等の産業集積を活かした**医療・ヘルスケア分野**
- ③ 集積する企業、大学、研究機関が保有する知見・技術を活かした**環境・エネルギー分野**
- ④ 情報人材を活かした**デジタル関連分野**
- ⑤ 琵琶湖を中心とする自然や歴史遺産・文化資産等の観光資源を活かした**観光・スポーツ分野**
- ⑥ 交通の要衝としての地の利を活かした**物流分野**

3. 地域経済牽引事業として求められる要件

- 地域特性を活かした産業分野(上記2)を活かし、新たな事業に取り組むこと。
- 計画期間を通じた事業の実施により、6,000万円(滋賀県の一事業所あたり平均付加価値額)を上回る付加価値額増加があること。
- 県内の事業に対する相当の経済的効果をもたらすものとして、以下のいずれかの効果が見込まれること。
 - ① 促進区域に所在する事業者の売上額が開始年度比で5%以上増加すること。
 - ② 促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で5%以上増加すること。
 - ③ 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で2人以上増加すること。
 - ④ 促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で3%以上増加すること。

4. 経済的効果に関する目標

地域経済牽引事業による付加価値額の増加額 3,708 百万円



5. 必要な事業環境の整備

事業者からの事業環境の提案に対応するためのワンストップ窓口となり、県および市町が連携して対応を行うとともに、人材育成・確保、GX、DXの促進のため、様々な制度により支援を行う。

6. 計画期間

同意の日から、令和10年度末まで(5か年)